

1. 件名：東海再処理施設の廃止措置計画に係る面談
2. 日時：令和3年6月3日(木)14時00分～15時15分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※一部出席者はTV会議にて実施
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

北條技術研究調査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、
加藤原子力規制専門員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

経営企画部 次長

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 主査
再処理廃止措置技術開発センター 廃止措置推進室長 他12名

5. 要旨

○原子力機構から、東海再処理施設の低放射性廃棄物処理技術開発施設（LWTF）の改造に係る廃止措置計画変更認可申請及び今後計画している工程洗浄の検討状況について、配付資料に基づき説明があった。

○また、原子力機構から、令和3年5月末申請予定であった廃止措置計画の安全対策に係る変更認可申請について、精査に時間を要しており、来週以降の申請になる旨説明があった。

○原子力規制庁より、以下の通りコメントを伝えた。

（資料1について）

- ・ LWTFにおいて導入するとしている硝酸根分解設備について、確実な安定運転を目指すため、分解槽については、予め実証プラント規模試験を実施することについて理解した。
- ・ 一方で、実証プラント規模試験の実施のため、LWTFの整備が当初の計画より遅れるとしているが、工程洗浄や系統除染など、他の廃止措置に係る作業のスケジュールに対する影響の有無について説明すること。
- ・ 実証プラント規模試験と実機との処理条件の相違点を説明すること。例えば、実証プラント規模試験において用いる模擬廃液の組成について、現在再処理施設で保有している低放射性廃液中の、硝酸ナトリウム以外の不純物を考慮して模擬廃液を調整する計画なのであれば、その旨を明確にすること。

（安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請について）

- ・ 前回の面談でも伝えたとおり、廃止措置計画変更認可申請については、期限を優先せず精査を確実に実施し、内容を確実なものにして申請すること。

○原子力機構より、了承した旨返答があった。

6. 配付資料

資料1：LWTFにおける実証プラント規模試験の実施と硝酸根分解技術の再評価について

資料2：工程洗浄の検討状況について

資料3：東海再処理施設の安全対策に係る面談スケジュール（案）